

以下の【事案】を読み、【設問】に答えなさい。

【事案】

- 1 平成29年10月5日、M県S市所在のV方において、Vが胸部を鋭利な刃物のようなもので刺されて死亡しているのが発見された。警察は、Vが何者かにより殺害されたものと考えて捜査を進めたところ、Vの知人であるXとYの両名が被疑者として浮上したことから、両名に対する取調べを行った。

Xは、取調べに際し、「全く身に覚えがない。」等と供述し、犯行を全面的に否認した。他方、Yは、取調べに際し、「私とXは、Vを殺害するため、平成29年10月1日の午後8時頃、一緒にV方に赴き、Vを殺害した。私が背後からVを羽交い絞めにして、XがVの胸部にナイフを突き刺した。」等と供述し、犯行を全面的に自白した。

- 2 その後、Xは、「被告人は、Yと共謀のうえ、Vを殺害しようと企て、平成29年10月1日午後8時頃、M県S市A区〔番地略〕所在のV方において、Yが背後からVを羽交い絞めにし、Xが所携のナイフによりVの左前胸部を突き刺し、よって、そのころ、同所において、同人を左前胸部刺傷に基づく出血性ショックにより死亡させて殺害したものである」という殺人罪の共同正犯の訴因により起訴された。

Xは、公判において、捜査段階と同様、「全く身に覚えがない。」等と陳述し、無罪を主張した。他方、捜査段階から犯行を全面的に自白していたYは、Xに対する公判において、訴追側証人として証人尋問に服し、捜査段階と同様、「私とXは、Vを殺害するため、平成29年10月1日の午後8時頃、一緒にV方に赴き、Vを殺害した。私が背後からVを羽交い絞めにして、XがVの胸部にナイフを突き刺した。」等と証言し、犯行の内容につき詳細な証言を行った。

裁判所は、Yの証言が極めて詳細にわたり、何ら内部的な矛盾が見られず、迫真性に富んでいることから、その内容は真実に間違いないとの心証に達した。

【設問】

裁判所は、Yの証言を唯一の証拠として、Xを有罪と認定しうるか。